

柳迫小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。「いじめ防止対策推進法」より

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭からなる、いじめ防止等を含めた児童の問題対策のための委員会を設置し、毎月1回開催する。

(2) 職員朝会・職員会議・研修等での情報交換及び共通理解

週3回(月・水・金)の職員朝会や月1回の職員会議、職員研修等で、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ア 児童の様子をよく観察したり、アンケートや日記等を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において、体験活動を多く取り入れた道徳教育を実践し、生命尊重や人権尊重の精神、思いやりの心などを育てる。

(3) 「いじめ問題を考える週間」の充実

ア 年3回(4月、9月、1月)の「いじめ問題を考える週間」中に、児童を対象とした無記名のアンケートを実施し、実態の把握に努める。

イ 全学級でいじめに関連のある徳目(生命尊重、人権、友情、協力 他)を取り上げた内容で道徳の授業を実施する。授業は、保護者等へ広く公開する。

(3) 相談体制の整備

ア アンケート結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。

イ 学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

ウ 学校以外の相談機関等(県総合教育センター、県PTA連合会等)の周知に努める。

(4) 縦割り(異年齢)活動の実施

ア 縦割り班活動(行事、清掃活動等)のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。